

喜多方市子ども・子育て支援事業計画

(計画期間 平成27年度～平成31年度)

平成27年3月

喜 多 方 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 子ども・子育て支援事業計画の趣旨及び目的	1
2 子ども・子育て支援事業計画の位置づけ	1
3 目標事業量・計画期間の設定	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	5
1 本市の概況	5
2 子どもの育ち・子育てをめぐる環境	6
3 本市における少子化の状況	6
4 子育て支援における現状と課題	8
第3章 計画の基本理念と基本的な方向性	16
1 基本理念	16
2 基本的な方向性	17
第4章 施策の展開	18
1 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	18
2 圏域の設定	20
3 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み	21
4 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	25
5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策	28
6 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策	29
7 福島県が行う事業との連携方策	29
8 ワーク・ライフ・バランスの推進	30
第5章 計画の推進のために	32
1 推進体制	32
2 計画の進行管理	32
【資料編】	33
資料1 喜多方市子ども・子育て会議条例及び委員名簿	33
資料2 策定までの経過	35
資料3 ニーズ調査に係るアンケート設問及び集計結果	36

第1章 計画の概要

1 子ども・子育て支援事業計画の趣旨及び目的

少子化は、家庭、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化し、様々な要因が複雑に絡み合っており発生していると考えられています。日本は少子化の進行などにより、すでに総人口の減少が始まっており、社会経済や社会保障制度など、社会全体に与える影響が大きいことから、その対策が急務となっています。

これまで、少子化対策基本法等に基づき、少子化対策の総合的な施策が展開されてきましたが、質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育施設の定員の拡大及び地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法をはじめとする関連法が平成24年8月に制定され、平成27年度から子ども・子育て支援に係る新制度が、本格的に施行されることとなりました。

この新制度においては、市町村は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、すべての子どもが健やかに成長できるよう、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、幼稚園や保育所等での質の高い教育・保育と、一時預かり事業や放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業が適切に利用できるよう、計画的に受入体制を確保するとともに、その利用を支援します。

本計画は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、全ての子どもが、健やかに成長するように支援することを目的とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため、子ども・子育て支援に係る現在の利用及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ喜多方市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

2 子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

本計画は、喜多方市総合計画の部門別計画に位置付けるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、子どもの健やかな育成を図るための対策を推進するため、平成22年度から平成26年度までの計画期間として策定された「喜多方市次世代育成支援行動計画（後期計画）」が、平成26年度で終了することから、それを引き継ぐ計画として、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から31年度までの5か年計画として策定するものです。

喜多方市総合計画

市の将来像 「豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市 ～人と自然が共生し 水と緑に輝くまちづくり～」

大綱 1 豊かな心を育むまちづくり ～ひとづくり～

第3節 安心して子育てができる環境整備の推進

■基本方針■

- ・ 地域が一体となった子育て環境の整備、地域の子育て力の向上を図ります。
- ・ 子育てをする第一義的責務は保護者にあることから、その自覚を高めるとともに、家庭の子育て力の向上に努めます。
- ・ 子育てには、保護者の就労形態などが大きく影響するものであることから、労働環境の整備について、各企業に積極的な働きかけを行い促進します。
- ・ 母子保健の充実を図りながら、健全な子育てを支援する体制を構築します。
- ・ 子どもの成長段階に対応した施策を的確に展開するための体制づくりに努めます。
- ・ 快適で安全な子育て環境を整備し、安心して子育てができるよう、各種子育て支援施設を充実させ、支援体制の構築を図ります。
- ・ 乳幼児の健診等の充実を図るとともに、関係機関に働きかけ小児医療の充実に努めます。

■施策の内容■

(1) 子育て支援	<ul style="list-style-type: none">・ 延長保育、預かり保育、一時保育、病中病後児保育、休日保育等の実施と充実に努めます。・ 保護者の経済的負担を軽減するために、受益者負担の原則を踏まえながら、保育料の徴収基準や育児を助成する事業等について検討します。また、教育費の負担軽減を図るため、引き続き、遠距離通学費補助、児童生徒就学援助及び大会参加補助等を行なうとともに、奨学金の貸与を行います。・ いじめや虐待に対応するため、要保護児童地域対策協議会を設立するなど、子どもの人権を守る施策に取り組みます。・ 小児医療体制の整備について、県や関係機関に働きかけを行い促進します。・ 医師会等の関係団体との連携を図り、子育てに必
-----------	--

	<p>要な環境の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠中から幼児期にいたる母子の健康を守り、子どもの健やかな成長を支援するため、引き続き、母子健康手帳の交付、妊産婦保健指導、新生児及び乳児訪問指導、定期乳幼児健康診査、離乳食教室、健康相談を実施するとともに、健診などで経過観察を要する幼児の健やか発達を促すための教室等を開催します。 ・ 育児不安のある母親等への支援として、生後4か月までの全乳児の状況を把握し、育児における孤立化や虐待予防のための取組を推進します。
(2) 地域における子育て力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てをしている家庭が地域で孤立しないようにするため、育児相談体制と保護者同士の交流の場などの充実を図るとともに、地域における子育て力向上のための取組を推進します。 ・ 子育ての不安を解消し健全な子育てを推進するため、育児に必要な情報の提供及び相談への対応に努めます。 ・ 子育て支援員制度（仮称）の創設に努めます。 ・ 家庭と仕事の両立を図るため、企業等に対し次世代育成支援対策行動計画の策定について、積極的な働きかけを行い促進します。 ・ 子育て支援や社会福祉活動を積極的に取り組んでいる企業、事業所、団体等に対して、その活動を顕彰する制度の創設及び企業等の活動を展開しやすくするための仕組づくりに努めます。
(3) 幼稚園・保育所・児童館等の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の効率的な配置について検討するとともに、必要に応じて施設の耐震化及び改修等を図り、安全で安心な施設の整備に努めます。 ・ 就学前教育、保育の充実を図る観点から、幼保一元化を展望した中で、市民ニーズに沿った子育て支援サービスの充実に努めます。 ・ 放課後児童対策として実施している放課後児童健全育成事業を引き続き実施するとともに、同事業が実施されていない小学校区においては、放課後児童の健全育成を図るための事業の展開に努めま

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設について地域における子育て支援の中心に位置付けをし、そのために必要な人材の育成と確保に努めます。 ・ 老朽化している児童館等については、他の施設の有効利用などに努めます。
--	---

3 目標事業量・計画期間の設定

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期に関して定めることになっていることから、子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果から、教育・保育サービスを中心に、平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間とする目標事業量を設定します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 本市の概況

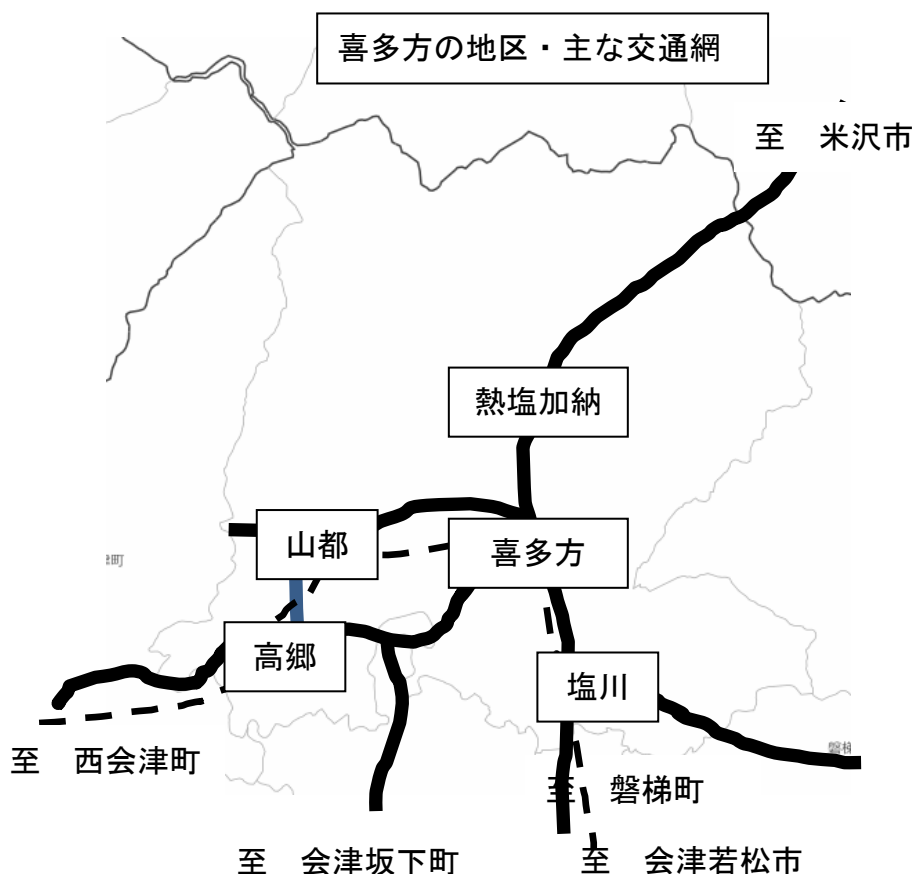
喜多方市は、平成18年1月に5市町村の合併により誕生しました。総面積は554.67km²と広大で、喜多方、熱塩加納、塩川、山都及び高郷の5地区で構成されています。平成26年4月1日現在の現住人口は50,036人で、過疎化が進行し、人口は年々減少しています。

鉄道は、熱塩加納地区を除く4地区を、JR磐越西線が結んでいます。

主要な道路は、南北に国道121号が熱塩加納地区、喜多方地区と塩川地区を結び、東西に、国道459号が喜多方地区と山都地区を、県道16号が喜多方地区、山都地区及び高郷地区を、県道61号が塩川地区、喜多方地区、山都地区及び高郷地区を結んでおり、このほかにも、市域や近隣市町村を道路網が縦横に結んでいます。

人口の減少やモータリゼーションの発達に伴う利用者の減少により、一部の路線を除き、路線バスが廃止されたことから、代替交通手段として予約型乗合バスが運行されています。

主な通勤圏域は、喜多方市内のほか、隣接する会津若松市、磐梯町、会津坂下町、西会津町で、各事業所への交通手段は、ほとんどが自家用車を利用しています。



2 子どもの育ち・子育てをめぐる環境

近年は、核家族化の進展や親世代も自身の兄弟姉妹の数が減少しているため、赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増え、また、地域のつながりの希薄化により、祖父母や隣人等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

経済状況や就労環境も依然として厳しく、共働き家庭が増加し続けているとともに、非正規雇用割合も高まっています。

出産を機に、子育てに専念することを希望して退職する親がいる一方、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、退職する女性も少なからずいるなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあり、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立のための環境の整備が求められています。

一方、父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれます。

さらには、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

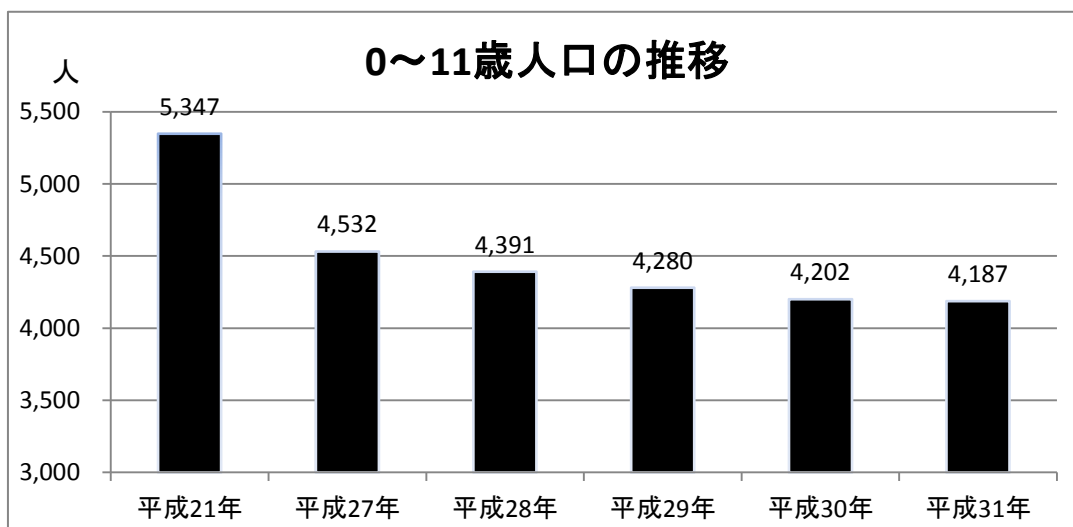
このため、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要となっています。

3 本市における少子化の状況

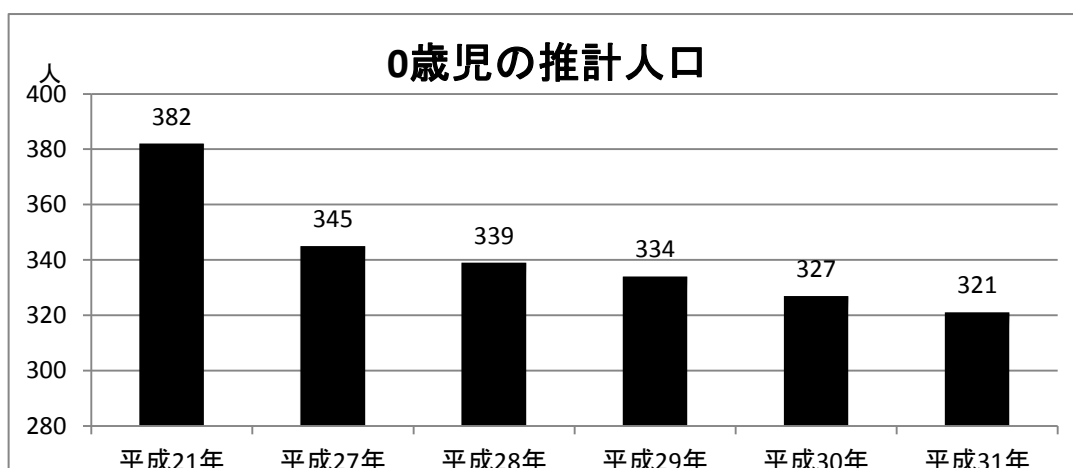
(1) 少子化の状況

国全体の出生数は、第2次ベビーブームのピーク（昭和48年）の2,091,983人を境に減少傾向に転じ、平成24年には1,037,231人まで減少しています。

本市においても少子化が進行しており、本市の0～11歳までの子どもの将来人口をコーホート変化率法により推計すると、人口は年々減少し、0～11歳の子どもの数も平成21年の5,347人から平成31年の4,187人まで減少することが予想されます。



本市の0歳児人口は、平成21年の382人（平成21年3月31日（住民基本台帳登録人口））から、平成31年には321人まで減少することが予想されます。



(2) 少子化の背景と要因

① 晩婚化・非婚化

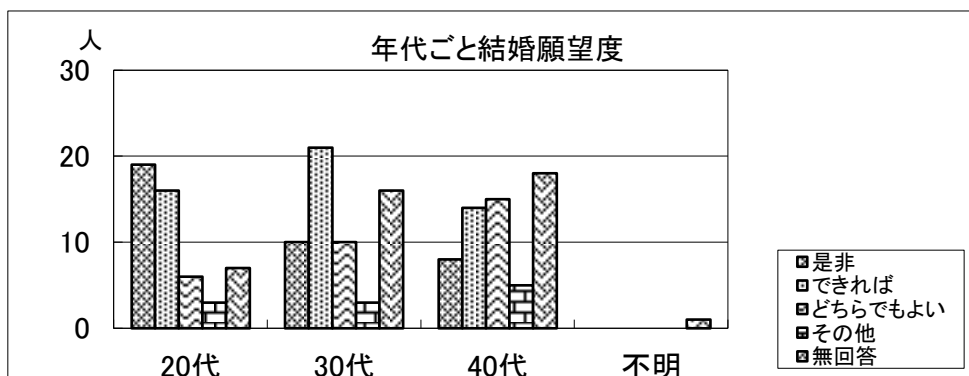
全国的に少子化は、結婚適齢者の晩婚化・非婚化が一因となっているといわれています。平成26年「我が国の人口動態」（厚生労働省）によれば、夫・妻の平均初婚年齢の年次推移をみると、昭和22年の夫26.1歳、妻22.9歳から平成24年の夫30.8歳、妻29.2歳と変化し、平成24年は昭和22年に比べ夫は4.7歳、妻は6.3歳高くなっており、夫・妻とも晩婚化が進んでいます。

また、婚姻率は昭和48年の9.9（人口千人対）から平成24年の5.3（同）に減少している反面、離婚率は昭和48年の1.04（人口千人対）から平成24年の1.87（同）に上昇しており、有配偶者率が低下しています。

これらの要因による晩婚化・非婚化により、未婚率が上昇し、少子化が進行しており、本市においても、同様の傾向があると考えられています。

② 結婚に対する負担・意識の変化

本市において平成22年に未婚者に対して実施した「男女の出会いの場に関するアンケート」によれば、年代が上がるにつれ結婚願望が薄れており、また、結婚することによる経済負担の増加を不安視する意見も多くなっています。



(3) 少子化の影響

少子化の進行による影響については、社会全体への影響、子どもの健全な成長へ影響、地域社会への影響、将来親になる青年への影響として、次のようなものが考えられます。

- ・ 社会保障負担など若い人の負担の増加
- ・ 人口の減少に伴う社会全体の活力の低下
- ・ 労働力人口の減少などによる経済成長の鈍化
- ・ 子ども同士が触れ合う機会の減少
- ・ 地域によっては過疎化の一層の進行
- ・ 将来の親と子どものふれあいの減少

4 子育て支援における現状と課題

計画策定の基礎資料とするため、本市の子育ての実態や子育てに関するニーズ等について把握するため、子育て家庭を対象に「喜多方市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

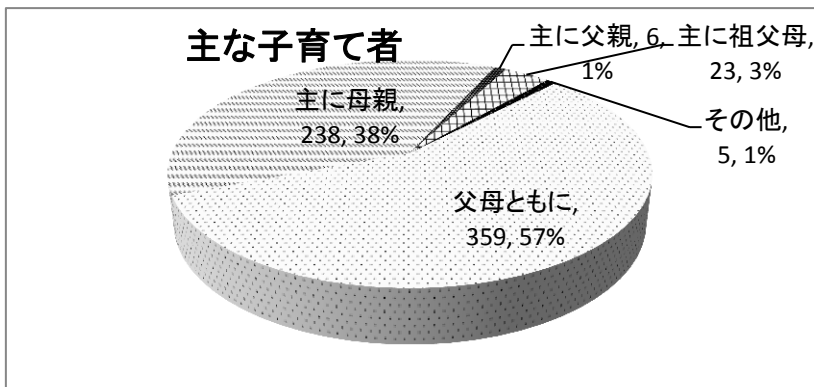
■調査の概要

目 的	子育ての実態や子育てに関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、喜多方市子ども・子育て支援事業計画に反映させるための基礎資料とする
実施期間	平成25年11月14日から11月30日まで
調査対象	就学前児童の保護者 1,800名
抽出方法	無作為抽出
回収率	35.1% (632件)

■主な設問と回答

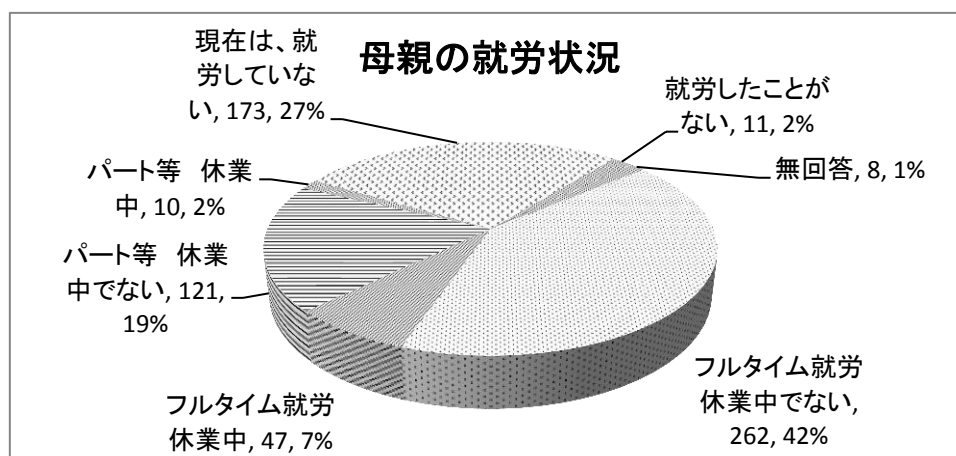
(1) 子育ての役割

「主にお子さんの子育て（教育を含む）をするのは誰ですか」との質問に対して、「父母ともに」と回答した人が57%にのぼりますが、一方で「主に母親」が38%に対して「主に父親」は6%にとどまっています。



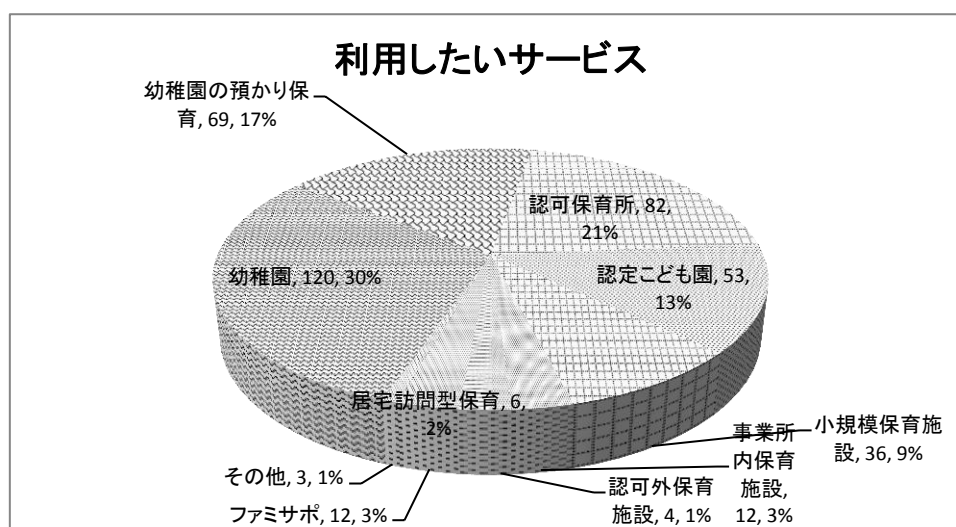
(2) 親の就労状況

父親の就労は、ほぼ100%となっています。母親の就労については、フルタイムで働く人が42%、フルタイムで働く人で休業中の人7%、パートタイムで働く人が19%、パートタイムで働く人で休業中の人2%となっており、全体で70%の方が就労している状況です。



(3) 教育・保育の利用希望

子どもの教育や保育などのために利用したいサービスについての質問に対して、幼稚園が30%、幼稚園の預かり保育が17%、認可保育所が21%、認定こども園が13%、小規模保育施設が9%と続きますが、少数ながら利用希望のあるサービスとして、ファミリー・サポート・センター事業が3%、居宅訪問型保育が2%となっています。



(4) 教育・保育施設の状況

① 幼稚園

ア 公立幼稚園

公立幼稚園は、喜多方地区に9、熱塩加納地区に1の計10園が設置され、塩川地区、山都地区及び高郷地区には公立幼稚園は設置されていません。このうち、喜多方地区については、小学校区ごとに設置され、学区制となっています。

預かり保育は、熱塩加納地区のすぎっこ幼稚園のみ18時まで実施しており、その他の幼稚園においては、最長15時までとなっています。

なお、喜多方地区の公立幼稚園については、小学校区ごとに設置されていることから、送迎バスは運行されていませんが、すぎっこ幼稚園については、送迎バスを運行しています。

イ 私立幼稚園

私立幼稚園は喜多方地区に3、塩川地区に1の計4園となっており、市内全域のほか、一部の幼稚園については隣接する市町村の子どもについても受け入れ、すべての幼稚園において18時までの預かり保育を実施しています。

定員充足率は、ほぼ100%となっている園と、少人数教育実施のため、実際の入園児童数を認可定員以下としている園に二分されています。

また、一部の私立幼稚園については、バス等による送迎を実施しています。

ウ 定員充足率の低下

女性の社会進出の拡大に伴う需要の減少や核家族化の影響等による少子化の進行により、一部の幼稚園を除いては園児数が減少しており、特に公立幼稚園においては、定員充足率が20%から30%程度となっています。

エ 幼稚園に対する要望

定員充足率の低下により、結果的に少人数教育となり、職員の目が届きやすいメリットはあるものの、育ちに望ましい集団の確保が難しい状況となっており、保護者からは集団での教育を希望する意見や、利便性向上のため、預かり保育の延長を希望する意見が多くなっています。

② 保育所

ア 公立保育所

公立保育所は、喜多方地区に3、塩川地区に4、山都地区に1、高郷地区に2の計10保育所が設置されていますが、高郷地区の荻野保育所は少子化により、平成26年度より休止しています。

イ 私立保育所

私立の認可保育所は、喜多方地区に3、熱塩加納地区に1の計4保育所が運営されています。

ウ 待機児童の発生

保育需要の高まりを受けて、低年齢児を中心に待機児童が増加傾向にあり、平成26年4月1日現在の待機児童は34名となっています。

エ 保育所に対する要望

待機児童が発生している状況であり、保護者からは待機児童の早期解消を望む意見が多くなっています。

また、保育所においても、学校（幼稚園）としての教育を希望する意見が多くなっています。

オ 保育所の利用区域

保育所の利用については、自家用車を利用しての保護者の通勤が広域にわたることから、自宅から近い保育所だけでなく、利便性の高い通勤経路上の保育所を希望する保護者も多く、平成18年1月の市町村合併以来、区域の設定をせず、市内全域の保育所を保護者の希望により選択可能としています。

③ 認可外保育施設

市内には、認可外保育施設として、喜多方地区に6（うち事業所内保育施設2）、塩川地区に2の計8施設が運営されています。

入所・在籍児童数

【保育施設】平成26年4月1日現在

施設	区分	名称	定員	入所・ 在籍数	充足率	3歳未満		3歳以上
						うち0歳児		
保育園	公立	第一保育所	60名	54名	90.0%	4	20	34
保育園	公立	第二保育所	60名	63名	105.0%	5	24	39
保育園	公立	第四保育所	60名	45名	75.0%	0	11	34
保育園	公立	塩川保育所	80名	80名	100.0%	4	34	46
保育園	公立	駒形保育所	70名	61名	87.1%	0	21	40
保育園	公立	堂島保育所	70名	67名	95.7%	7	26	41
保育園	公立	姥堂保育所	55名	51名	92.7%	4	15	36
保育園	公立	山都保育所	130名	73名	56.2%	3	25	48
保育園	公立	荻野保育所	60名	名	0.0%	0	0	0
保育園	公立	西羽賀保育所	50名	40名	80.0%	3	15	25
		公立 小計	695名	534名	76.8%	30	191	343
保育園	認可	社会福祉法人道光会 道光保育所	60名	69名	115.0%	5	26	43
保育園	認可	NPO法人さくらっこ会 さくらっこ保育園	60名	61名	101.7%	5	25	36
保育園	認可	社会福祉法人啓和会 東町のびやか保育園	120名	132名	110.0%	15	58	74
保育園	認可	社会福祉法人啓和会 ひめさゆり保育園	20名	24名	120.0%	3	15	9
		認可（私立） 小計	260名	286名	110.0%	28	124	162
		認可 計	955名	820名	85.9%	58	315	505
保育園	認可外	桜ヶ丘保育園(個人立)	30名	18名	60.0%	1	10	8
保育園	認可外	㈱SEI喜羅里 ドレミ保育園	85名	52名	61.2%	5	24	28
保育園	認可外	木ッズランドどんぐりの森(個人立)	45名	23名	51.1%	1	13	10
保育園	認可外	きっずはうす(個人立)	25名	18名	72.0%	1	9	9
保育園	認可外	塩川すこやか保育園(個人立)	30名	17名	56.7%	0	14	3
保育園	認可外	託児ルームこすもす(個人立)	20名	13名	65.0%	3	11	2
		認可外 小計	235名	141名	60.0%	11	81	60
保育園	企業内	医療法人昨雲会 たんぼぼ保育園	70名	47名	67.1%	9	26	21
保育園	企業内	社会福祉法人啓和会 東町さつき保育所	20名	9名	45.0%	1	7	2
		企業内 小計	90名	56名	62.2%	10	33	23
		保育所計	1,280名	1,017名	79.5%	79人	429人	588人
		民間保育施設 合計	585名	483名	82.6%			
		うち、認可外保育施設 合計	325名	197名	60.6%			

【幼稚園】平成26年5月1日現在

区分	区分	名称	定員	入所・ 在籍数	充足率	3歳以上	満3歳児
幼稚園	公立	第一幼稚園	140名	33名	23.6%	33名	
幼稚園	公立	第二幼稚園	105名	20名	19.0%	20名	
幼稚園	公立	松山幼稚園	70名	15名	21.4%	15名	
幼稚園	公立	上三宮幼稚園	70名	12名	17.1%	12名	
幼稚園	公立	岩月幼稚園	70名	13名	18.6%	13名	
幼稚園	公立	関柴幼稚園	105名	17名	16.2%	17名	
幼稚園	公立	熊倉幼稚園	70名	20名	28.6%	20名	
幼稚園	公立	豊川幼稚園	105名	19名	18.1%	19名	
幼稚園	公立	慶徳幼稚園	70名	12名	17.1%	12名	
幼稚園	公立	すぎっこ幼稚園	70名	21名	30.0%	21名	
		公立 小計	875名	182名	20.8%	182名	
幼稚園	私立	喜多方教会附属いずみ幼稚園	80名	34名	42.5%	31名	3名
幼稚園	私立	信愛キリスト教会信愛幼稚園	70名	19名	27.1%	19名	
幼稚園	私立	喜多方カトリック千草幼稚園	120名	132名	110.0%	130名	2名
幼稚園	私立	塩川幼稚園(個人立)	80名	92名	115.0%	83名	9名
		私立 小計	350名	277名	79.1%	266名	11名
		幼稚園計	1,225名	459名	37.5%	448名	11名
		公立保育所・幼稚園 計	1,570名	716名	45.6%		
		民間保育施設・幼稚園 計	935名	760名	81.3%		
		合計	2,505名	1,476名	58.9%		

(5) 保育事業等の状況

本市において実施している子育て支援事業の状況は、次のとおりとなっています。

平成26年4月1日現在

事業名	か所数	平成25年度実績
延長保育事業	6か所 (公立2、私立4)	朝(7:00~7:30) 2,669人/延 夕(18:30~19:00) 2,173人/延
地域子育て支援拠点事業	1か所(私立1)	1,483人/延
一時預かり事業	1か所(私立1)	1,099人/延
病後児保育事業	1か所(私立1)	22人/延
保育所地域活動事業	9か所(全保育所)	
ファミリー・サポート・センター事業	1か所 (民間団体に委託)	利用者数 981人/延 依頼会員数 179人

(6) 乳児家庭全戸訪問事業の状況について

子育て世帯の孤立化を防ぐために、生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談や情報提供を行うため、平成21年度より、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施しています。

また、こんにちは赤ちゃん訪問事業や母子保健事業等の結果から、養育の支援が特に必要な家庭に対し、養育支援訪問事業を実施しています。

乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 (単位：人)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
乳児家庭全戸 訪問事業	対象者	365	385	431
	訪問数	316	355	364
養育支援 訪問事業	訪問数	38	32	28

(7) 放課後児童クラブの状況について

放課後児童クラブは、18か所において開設し、このうち、15か所において、小学校6年生までの受入を実施しています。

平成26年4月1日現在

募集人数	低学年登録数	高学年登録数	計
691人	482人	115人	597人

No.	児童クラブ名称	開設場所	対象校	募集人数
1	中央児童クラブ	中央児童館	第一小	70
2	しきみ児童クラブ	第一小学校余裕教室		40
3	喜多方児童クラブ	喜多方児童クラブ館	第二小	70
4	松山児童クラブ	旧松山J A	松山小	40
5	上三宮児童クラブ	上三宮児童館	上三宮小	40
6	岩月児童クラブ	岩月児童館	第三小	40
7	関柴児童クラブ	関柴児童館	関柴小	40
8	熊倉児童クラブ	熊倉児童館	熊倉小	40
9	慶徳児童クラブ	慶徳児童館	慶徳小	20
10	豊川児童クラブ	豊川児童館	豊川小	40
11	熱塩加納児童クラブ	伝田館	熱塩小	40
			加納小	
12	塩川児童クラブ	やすらぎの家	塩川小	40
13	塩川第2児童クラブ			40
14	堂島児童クラブ	旧西部土地改良区事務所	堂島小	13
15	姥堂児童クラブ	姥堂小学校余裕教室	姥堂小	13
16	駒形児童クラブ	旧駒形保育所	駒形小	40
17	やまと児童クラブ	山都小学校余裕教室	山都小	40
18	高郷児童クラブ	旧荻野保育所	高郷小	25
合 計				691

第3章 計画の基本理念と基本的な方向性

1 基本理念

子ども・子育て支援法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としていることから、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含む、全ての子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。

家庭は、子どもにとって教育の原点であり、出発点であることから、父母や保護者は、子育てについての第一義的責任があり、子育ては、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが重要です。

このことから、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

このようなことから、喜多方市では、人材の育成、青少年の健全育成などを目的とし、喜多方市人づくりの指針「未来を拓（ひら）く喜多方人」を策定しています。

この指針は、喜多方市生まれの瓜生岩子刀自、蓮沼門三氏ら先人や藤樹学の教えを尊重するとともに、本市の置かれた風土や文化、歴史等を踏まえたもので、個性豊かな人間の創造を期待し、家庭や地域社会、学校などの関係機関が連携してその実現を目指す、次の5つの努力目標からなっています。

- ① 強い心・愛啓の心など、豊かな心を持つ人になろう
- ② 命の大切さを知り、心身ともに健康な人になろう
- ③ 郷土の自然や文化、歴史、伝統に誇りを持ち、より素晴らしい地域を創造する人になろう
- ④ 社会の一員として人の道をわきまえ、良心に背くことのない人になろう
- ⑤ 夢や目標に向けて何事にも挑戦し、世界に羽ばたく人になろう

この努力目標に沿い、将来の喜多方を担う人材の育成、青少年の健全育成などを図るためには、より一層、乳幼児期の子ども・子育て支援の充実が重要です。

以上の観点に立ち、本市の子ども・子育て支援事業計画は、これらの理念を踏まえることとします。

2 基本的な方向性

子どもが発達する過程において、とりわけ乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

乳児期は、親等との愛情形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

3歳ごろになると、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達するとともに、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。

3歳を過ぎるころになると、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期です。

乳幼児期の発達は、一人一人の個人差が大きいことにも留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、個性や発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援を継続的に使用できる体制を構築し、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期で、学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供が重要で、保護者以外にも幼稚園教諭や保育士等の子どもの育ちを支援する者の専門性の向上を図ることが重要です。また、施設整備等の良質な環境の確保や地域との連携が必要となり、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の拡充と支援の質の向上を図ることを基本的な方向性とします。

第4章 施策の展開

1 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 施設型給付・地域型保育給付と地域子育て支援事業の実施

施設に入所する児童一人一人について保育の必要性を認定し、認定に応じた施設の利用に対して、施設型給付や地域型保育給付を行い、保護者の支援をします。

施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

なお、保育の認定は次の区分により行います。

区分	年齢	保育の必要性	主な使用施設
1号認定	3～5歳	なし（教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育）	保育所、認定こども園、小規模保育等

(2) 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

地域における子ども・子育て支援事業として、次の13事業が児童福祉法に定められ、地域の実情に応じ、実施することになりました。

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業・休日保育事業
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 病児保育事業
- ⑫ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑬ 妊婦健康診査

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

事業計画に記載する事項は、子ども・子育て支援法において「必須記載事項」と「任意記載事項」が規定されています。(法第61条第2項・第3項)

■必須記載事項

項 目	内 容
(1) 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとに教育・保育の量の見込み(満3歳未満の子供については保育利用率を含む。)を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設(特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む)又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

■任意記載事項

項 目	内 容
(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び市の実情に応じた施策を定めること。
(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、市の実情に応じた施策を定めること。
(5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
(6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5カ年）を定めること。
(7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

2 圏域の設定

(1) 教育・保育施設及び提供圏域

喜多方地区における幼稚園については、これまで1小学校区1幼稚園制としてきましたが、少子化の進行等により、定員の充足率が低下し、望ましい集団の確保が困難になってきた一方で、保育所待機児童が増加していることから、望ましい集団の確保を図りつつ、教育と保育の総合的な提供を図るため、公立幼稚園・保育所については統合により幼保一体化を進めることとしています。このため、幼稚園に対する学区制は廃止となります。

保育所については、広域にわたる保護者の通勤の実態から、自宅から近い

保育所のみならず、通勤経路上の保育所を選択しているケースも多く、これまでも本市全域を提供圏域としてきました。

民間幼稚園についても、保護者が自由に選択の上、通園してきたことから、教育・保育施設の提供圏域は、本事業計画においても、引き続き喜多方市全域とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供圏域

地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業については、市内のすべての小学校区に放課後児童クラブを設置しているため、小学校区ごとの提供とします。

それ以外の、地域子ども・子育て支援事業については、現状において利用できる事業・施設が限られていることから、喜多方市全域を提供区域とします。

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 量の見込み

計画期間における学校教育と保育の需要見込みについては、少子化が進行する中、0歳～2歳の低年齢児の保育に対する需要が多くなる見込みです。

① 学校教育

人口動態から推計すると、少子化が進行する中において、ニーズ調査の結果からは、就学前教育のニーズの高まりはあるものの、女性の社会進出やひとり親家庭の増加、核家族化の進行等により、保育施設を選択する家庭が増加し、教育施設への入所が減少する見込みとなっています。

年度（平成）	27	28	29	30	31
見込数（人）	277	273	265	259	256

② 保育

子どもの人口が減少傾向の中、保育需要の高まりを受けて、ニーズ調査の結果からは、0歳児の利用見込み数は増加傾向、1・2歳児はほぼ横ばい、3歳以上児は減少傾向となっています。

また、潜在的な需要を考慮し、目標年度における0歳児の保育利用率は平成26年度の22.3%から、38.9%へ、同様に1・2歳児の保育利用率

は、50.0%から55.2%を目指すものとします。

年度（平成）		26（実績）	27	28	29	30	31	
見込数 （人）	0歳児	利用見込数	79	119	120	120	125	125
		推定児童数	354	345	339	334	327	321
		保育利用率	22.3%	34.5%	35.4%	35.9%	38.2%	38.9%
	1・2歳児	利用見込数	350	377	376	376	374	374
		推定児童数	700	696	682	676	674	678
		保育利用率	50.0%	54.2%	55.1%	55.6%	55.5%	55.2%
	0・2合計	利用見込数	429	496	496	496	499	499
		推定児童数	1,054	1,041	1,021	1,010	1,001	999
		保育利用率	40.7%	47.6%	48.6%	49.1%	49.9%	49.9%
	3歳以上	利用見込数	794	808	807	805	800	799
		推定児童数	1,127	1,090	1,075	1,042	1,017	1,008
		保育利用率	70.5%	74.1%	75.1%	77.3%	78.7%	79.3%

(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ調査を踏まえ、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めるとともに、待機児童解消加速化プランの取り組みや公立施設の幼保一体化により、計画初年度である平成27年度から待機児童は解消する見込みです。

① 幼稚園

10園ある公立の幼稚園については、定員充足率が低く、望ましい集団での教育を図る必要がある一方で、保育所の待機児童の解消を図るため、公立の保育所とともに幼保一体化による施設の統合により、存続する公立幼稚園4園を、平成28年度に3歳以上児を対象とする幼保連携型認定こども園へ移行し、6園を28年度から順次、廃止します。

また、私立幼稚園4園のうち、平成27年度に、1園は施設型給付を受ける新制度型へ、1園は幼稚園型認定こども園への移行を予定しており、従来型の幼稚園は2園となる見込みです。

幼稚園については、今後の需要の見込みにより、定員の拡大を図る必要はないものと考えられます。

② 幼稚園型認定こども園

私立幼稚園のうち、1園については、平成27年度に幼稚園型認定こども園（単独型）に移行する予定です。

③ 幼保連携型認定こども園

公立幼稚園・保育所については、平成28年度から30年度にかけて、幼保一体化による統廃合により存続する施設については、幼保連携型認定こども園へ移行するものとします。

具体的には、喜多方地区については、9幼稚園・3保育所から4幼保連携型認定こども園へ、熱塩加納地区については、1幼稚園体制から1幼保連携型認定こども園へ、塩川地区については、4保育所から3幼保連携型認定こども園へ、山都地区については、1幼保連携型認定こども園へ、高郷地区については、2保育所から1幼保連携型認定こども園へ移行します。

なお、幼稚園から移行する幼保連携型認定こども園では、3歳以上児を受け入れることとします。

④ 保育所

幼保一体化により存続する公立の6保育所は、平成28年度にすべて幼保連携型認定こども園への移行を図ります。

認可保育所は、現存する4園のほか、平成27年度に新設1施設、認可外保育施設からの認可化移行が2施設、平成28年度に認可外保育施設からの認可化移行が1施設となる見込みです。

これにより、市内においては8施設体制となり、地区別には、喜多方地区6施設、熱塩加納地区1施設、塩川地区1施設となる見込みです。

⑤ 小規模保育事業

定員6名から19名以内で受け入れる施設で、基本として3歳未満児を受入れます。少人数保育に対するニーズもあることから、企業内保育施設を除く認可外保育施設4施設が小規模保育施設への移行を検討しており、平成27年度から段階的に小規模保育施設への移行を図ります。

⑥ 企業内保育所

市内には、定員20名の企業内保育施設が1施設運営されていますが、一般枠の設定についての方針が定まっていないことから、本計画においては、考慮しないこととします。

⑦ 家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業

家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業については、市内においては、需要がないと見込まれるため、本計画においては、考慮しないこととします。

【教育・保育施設の計画期間における量の見込み】

項目	年次	1年目(平成27年度)					2年目(平成28年度)				
		1号		2号		3号	1号		2号		3号
		3～5歳	教育希望が強い	それ以外	0歳	1・2歳	3～5歳	教育希望が強い	それ以外	0歳	1・2歳
① 量の見込み (必要利用定員総数)		277	333	475	112	370	273	329	468	110	363
		610					602				
② 確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	865		595	94	351	525		525	107	348
	確認を受けない幼稚園	200					200				
	地域型保育事業				16	39				16	39
	財政支援を行う認可外保育施設			49	12	24					
	② 計	1,065		644	122	414	725		525	123	387
比較 ②-①		455		169	10	44	123		57	13	24

項目	年次	3年目(平成29年度)					4年目(平成30年度)				
		1号		2号		3号	1号		2号		3号
		3～5歳	教育希望が強い	それ以外	0歳	1・2歳	3～5歳	教育希望が強い	それ以外	0歳	1・2歳
① 量の見込み (必要利用定員総数)		265	319	454	108	360	259	311	443	106	359
		584					570				
② 確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	385		525	107	348	385		495	103	322
	確認を受けない幼稚園	200					200				
	地域型保育事業				19	45				19	45
	財政支援を行う認可外保育施設										
	② 計	585		525	126	393	585		495	122	367
比較 ②-①		1		71	18	33	15		52	16	8

項目	年次	5年目(平成31年度)				
		1号		2号		3号
		3～5歳	教育希望が強い	それ以外	0歳	1・2歳
① 量の見込み (必要利用定員総数)		256	308	439	104	361
		564				
② 確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	385		495	103	322
	確認を受けない幼稚園	200				
	地域型保育事業				19	45
	財政支援を行う認可外保育施設					
	② 計	585		495	122	367
比較 ②-①		21		56	18	6

4 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 量の見込み

① 延長保育事業

就労形態の多様化が進んでいることから、保育所や認定こども園等における開所時間の延長や受入枠の拡大を図ります。

ニーズ調査及び実績から推計した延長保育の需要見込みは、次のとおりです。

年度（平成）		27	28	29	30	31
見込数 （延人数）	朝	2,000	2,200	2,200	2,200	2,200
	夕	2,200	2,250	2,250	2,250	2,250
	計	4,200	4,450	4,450	4,450	4,450
施設定員計（人）		54	60	60	60	60
実施か所数		9	10	10	10	10

※ 休日保育は、これまで実施していませんが、ニーズ調査においては、次のとおりです。就労形態の多様化が進んでいることから、平成27年度から、1認可保育所で、休日保育を実施する予定です。

	ほぼ毎回利用	月に数日の利用	合計
回答数（件）	22	102	124
割合（％）	3.5%	16.1%	19.6%

② 放課後児童健全育成事業

すでに、15クラブにおいては、小学校6年生までの受入を実施していますが、すべてのクラブにおいて、全学年の希望者の入所が可能になるよう、幼保一体化に伴う余剰施設の活用による質の改善や利用時間の拡大等、利便性の向上を図ります。

ニーズ調査をもとに推計した放課後児童クラブの需要見込みは次のとおりです。

年度（平成）	27	28	29	30	31
見込数（人）	650	650	650	650	650
クラブ数	18	18	18	18	18

③ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全家庭を、保健師や看護師が訪問し、産

後の経過に応じた保健指導や育児相談等を実施します。

実績をもとに推計した乳児全戸訪問事業の需要見込みは、次のとおりです。

年度（平成）	27	28	29	30	31
見込数（人）	350	342	334	328	321

④ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業により、支援の必要と判断された児童・家庭については、育児相談等を行うための訪問活動を強化します。

実績をもとに推計した養育訪問支援事業の需要見込みは次のとおりです。

年度（平成）	27	28	29	30	31
見込数（人）	35	35	35	35	35

⑤ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場の提供や、相談事業やサークル等の育成・支援、講演会等を開催し、子育て家庭の育児支援を行う、地域子育て支援拠点事業は、喜多方地区の1保育所で実施していますが、平成27年度に塩川地区において開所する認可保育所に、併設する予定です。

また、喜多方地区の中心街においては、子育て支援団体により、市民のほか、子連れの観光客も利用できる子どもステーションが運営されており、計画期間においては、機能強化により、地域子育て支援拠点への移行を検討します。

ニーズ調査及び実績から推計した地域子育て支援拠点事業の需要見込みは、次のとおりです。

年度（平成）	27	28	29	30	31
見込数（延人数）	2,500	2,500	4,500	4,500	4,500
実施か所数	2	2	3	3	3

⑥ 一時預かり事業

就労形態の多様化や保護者のリフレッシュ等に対応するため、利用の促進に努めます。これまでは、喜多方地区において1施設で実施していましたが、平成27年度に塩川地区においても開設する予定です。

また、新制度においては、幼稚園型の一時預かり事業も創設されることから、新制度に移行する幼稚園においても、検討されています。

ニーズ調査及び実績から推計した一時預かり事業の需要見込みは、次のとおりです。

年度（平成）	27	28	29	30	31
見込数（延人数）	4,000	3,050	3,100	3,150	3,200
実施か所数	4	3	3	3	3

⑦ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育の需要

子どもが病時期の保護者の負担を軽減するため、利用できる事業です。本市においては、病気回復時の児童を受入れる病後児保育を実施していますが、利用の推進を図るため、事業のPRに努めます。

病児保育については、小児科医との連携が必要なことや、受入れ施設の整備も必要なことから、受入れ態勢の整備も含め、検討します。

ニーズ調査及び実績から推計した病後児保育の需要見込みは、次のとおりです。

年度（平成）	27	28	29	30	31
見込数（延人数）	40	40	45	45	50
実施か所数	1	1	1	1	1

⑧ 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業の需要

開設以来、提供会員及び依頼会員は拡大していますが、存在を知らない保護者もいることから、会員の拡大と事業のPRに努めます。

また、子育てに関して相談を希望する家庭をボランティアが訪問し、相談に応じるホームスタート事業の拡大を図ります。

実績をもとに推計したファミリー・サポート・センター事業の需要見込みは次のとおりです。

年度（平成）	27	28	29	30	31
就学児利用見込数（人）	50	57	65	72	80
未就学児利用見込み数（人）	500	505	509	515	520
計	550	562	574	587	600
か所数	1	1	1	1	1

⑨ 妊婦健診事業

妊婦の健康診査を実施し、妊娠中の異常の早期発見、適切な援助等による正常分娩に向けた妊婦の健康管理を支援します。

実績をもとに推計した妊婦健診の需要見込みは次のとおりです。

年度（平成）	27	28	29	30	31
見込数（人）	350	342	334	328	321

⑩ その他の事業

子ども・子育て支援法に位置づけられている下記4事業については、市内の現状に照らしながら、今後検討します。

- ・子育て短期支援事業
- ・利用者支援事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

5 幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

(1) 認定こども園への移行促進

ニーズ調査において、公立の幼稚園の預かり時間の延長と保育所において学校（幼稚園）としての教育の要望が多くなっています。

認定こども園は、教育と保育の機能を併有しており、柔軟に子どもを受け入れることができる施設で、幼保連携型、保育所型、幼稚園型及び地方裁量型の4つの類型がありますが、このうち幼保連携型認定こども園は、認可や運営・経理が一本化され、より効率的な運営が可能になりました。このため、公立の幼稚園、保育所については、幼保一体化による幼保連携型認定こども園への移行とともに、民間施設についても認定こども園への移行を推進します。

また、教育と保育の双方を提供することになるため、幼稚園教諭と保育の合同研修に対する支援を図ります。

※ 認定こども園の類型

類 型	特 徴
幼保連携型	学校かつ児童福祉施設で、認可が一元化
保育所型	認可を受けた保育所が幼稚園機能を併有
幼稚園型	認可を受けた幼稚園が保育所機能を併有
地方裁量型	幼稚園、保育所いずれの認可も有しないが、その機能を果たすもの

(2) 子ども・子育て支援の推進方策

子ども・子育て支援と職場の確保や医療等の充実が定住人口の拡大にもつながることから、質の高い教育・保育の提供を図るだけでなく、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、総合的な支援を推進する必要があります。

このうち、地域子ども・子育て支援事業の充実は、教育・保育施設と家庭をつなぐ重要な役割を果たすものであり、地域のマンパワーを有機的に連携し、相乗効果を図ります。

また、子育てに対する孤立化を防ぐとともに、安心して出産・育児ができるよう妊婦健康診査、乳幼児家庭訪問や家庭児童相談員の活用を始め、相談しやすい環境の整備を推進します。

(3) 連携の推進方策

子ども・子育て支援を地域全体において有機的に展開するため、認定こども園や学校での給食を通じた食育の推進や小学校農業科の活動をはじめとする地域との連携、地域型保育事業と教育・保育施設の連携や幼稚園・認定こども園・保育所等と小学校の連携、小学校と児童クラブ等との連携などを強化する必要があります。

また、施設間の情報交換や児童相互の交流の推進を図るとともに、きたかた子育てサポートセンターをはじめとする地域の子育て支援団体の育成、強化を図り、教育・保育と地域子育て支援事業の連携を図ります。

6 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

産後休業・育児休業は、妊婦の母体の保護・回復や保護者と新生児との親子のきずなを構築するきわめて重要な制度であるにもかかわらず、ニーズ調査の結果では、65%の母親が育児休業を、1年未満で切り上げている状況です。

このため、適切な情報提供とともに、育児休業満了時から利用できる体制の整備を図ります。

【母親の育児休業の取得状況】

回答数 154件	～6か月		7～11か月		1年		～3年	
	60件	39%	40件	26%	28件	18%	26件	17%

7 福島県が行う事業との連携方策

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を未然に防止するため、健康診査や保健指導、乳児家庭全戸訪問事業等の活動により、養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めるとともに、地域の子育て支援の活用を図ります。

要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化や、児童相談所等の関係機関との連携の強化を図ります。

(2) 社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援の推進に際して、児童家庭支援センターの活用等の連携が必要であるほか、里親の開拓や里親支援の強化を図ります。

また、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関との連携の強化を図るとともに、ひとり親家庭の自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実

疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦や乳幼児に対する健康診査等の推進が必要です。

特に、発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、発見やその後の対応が遅れがちであるため、育児相談等の強化や関係機関との連携強化により、教育・保育上必要な支援等について保護者を含めた関係者が共通理解を深め、円滑な支援を行うものとします。

(4) 小児医療体制の推進

安心して子供を産み、育てるために、産科・小児科医療の整備や充実が求められています。市内には、家庭医による診療を行う「喜多方市地域・家庭医療センター（ほっと・きらり）」が平成24年度に開設され、子どもから大人まで診療科目を問わず受診できるようになっています。また、今後は、診療体制の充実や休日・夜間の初期救急外来診療なども計画されており、医師の確保も含めた医療機関や福島県との連携を推進します。

8 ワーク・ライフ・バランスの推進

子ども・子育ては第一義的には家庭で実施するものであり、仕事と生活の調和が重要です。

女性が働きやすく、男性が家庭生活においても役割を果たし、男女がともに充実した生活をしていくために、固定的な性的役割分担意識をなくし、仕事と家庭、地域活動等との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を推進します。

このため、仕事と生活の調和の実現に向け、企業や商工会議所・商工会、労働団体等と密接に連携し、地域の実情にあった取り組みを推進します。

第5章 計画の推進のために

1 推進体制

子ども・子育て支援に携わる関係部署を中心に、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の関係者等の参画によるが計画の着実な実施や推進を図ります。

また、子ども・子育て会議での意見の聴取や、幼稚園、保育所、子育て支援団体等との連携により、地域が一体となった子ども・子育て支援の環境の向上に努めます。

2 計画の進行管理

計画の推進については、施策の実施状況や費用対効果の観点等について、実施部門や「喜多方市子ども・子育て会議」において、各年度に点検、評価を実施するとともに、PDCAサイクルの確立による計画の進行管理に努めます。

また、計画期間中において、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合は、計画の見直しを必要に応じ随時行います。

【資料編】

- 1 喜多方市子ども・子育て会議条例
- 2 策定までの経過
- 3 ニーズ調査の質問票及び集計結果

資料 1

喜多方市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、喜多方市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において単に「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された子ども・子育て会議の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開催される会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年喜多方市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1 喜多方市老人ホーム入所判定委員会委員の項の次に次のように加える。

喜多方市子ども・子育て会議委員	日額 6,000円
-----------------	-----------

喜多方市子ども・子育て委員名簿

平成26年11月14日現在

No.	氏名	所属	区分
1	穴澤正彦	市内保育所保護者会長	第1号 (保護者)
2	小椋和之	市幼稚園後援会連絡協議会長	
3	大竹良裕	市立熱塩小学校PTA副会長	
4	齋藤睦	認可保育所(東町のびやか保育園)	第2号 (事業従事者)
5	佐藤大	私立幼稚園(千草幼稚園)	
6	杉原由美	認可外保育施設(ドレミ保育園)	
7	星朋子	喜多方子育てサポートセンター	
8	小林幸助	喜多方市社会福祉協議会	第3号 (学識経験者)
9	渡部恵子	民生児童委員連合会児童福祉部会	
10	五十嵐カツ子	ボランティアグループ手のひらの会	
11	高畑勝	無職	第4号 (公募委員)
12	星久美子	家庭教育支援チーム”もも”	
13	八木原敬一	キリスト教会牧師 いずみ幼稚園長	

資料 2

策定までの経過

平成25年10月	ニーズ調査(就学前児童保護者1,800名)
平成25年11月30日	ニーズ調査回収
平成25年12月25日	第1回喜多方市子ども・子育て会議
平成26年1月31日	第2回喜多方市子ども・子育て会議
平成26年3月28日	第3回喜多方市子ども・子育て会議
平成26年8月11日	第4回喜多方市子ども・子育て会議
平成26年11月12日	第5回喜多方市子ども・子育て会議
平成27年1月	パブリック・コメント
平成27年2月19日	第6回喜多方市子ども・子育て会議

資料 3

ニーズ調査に係るアンケート設問及び集計結果